

アイスタイル知的財産権利用にかかる規約

株式会社アイスタイル（以下「当社」という。）は、当社が提供する当社の知的財産権利用に関するサービス（以下「本サービス」という。）に関して、以下のとおり規約を定める。

第1条（目的）

本規約は、本サービスの提供にあたり、本サービスの利用にかかる契約の成立及び本規約第2条に定めるところにより当社が契約した者（以下「利用者」という。）と当社との間における権利義務関係を定めることを目的とする。

第2条（サービス利用の申込み及び契約の成立）

本サービスの利用を希望する者は、本規約及びサービス資料に同意の上、サービス資料にて当社が指定する方法により申込みを行うものとする。

2. 当社が、前項の申込み内容を審査しこれを承諾した場合に、当社との間で本サービス利用に関する契約（以下「利用契約」という。）が成立するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込みを承諾しないことがある。
 - (1) 本サービスの提供、及び保守運用が困難であると当社が判断した場合
 - (2) 申込み者が、過去に使用料等の支払いを怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 申込み者が、本規約に違反し、又は違反するおそれがあると当社が判断した場合
 - (4) 本サービス申込みの書類等に虚偽の事実を記入又は入力した場合
 - (5) 前項のほか、当社の業務遂行上支障があると当社が合理的に判断した場合
3. 当社は、前項の審査の結果、申込みを承諾する場合には、その旨を申込み時に指定された電子メールアドレス宛に通知するものとする。
4. 前項に基づく当社からの通知は、申込み者の電子メールアドレスを管理するメールサーバーに到達したことをもって完了したものとみなし、申込み者の端末への電子メールの到着について当社は責任を負うものではない。

第3条（知的財産権）

本サービスの提供にあたり、当社は利用者に対し、本規約に定めるところに従い、当社が保有する知的財産の使用を非独占的かつ再使用权を付与せず許諾する。

2. 前項の知的財産の範囲は、以下に定義されるもののうちサービス申込書にて指定されたもの（以下「本知的財産」という。）とする。
 - (1) 「商標」とは、当社がサービス申込書受領日現在に当社が所有している、又は再許諾の権利を含めた独占的使用権を当社が保有している商標をいう。
 - (2) 「クチコミデータ」とは、当社が運営するWEBサイト「@cosme」の会員（以下、単に「会員」という。）による投稿データ及びそれに付随する会員情報、評価点数のうち「@cosme」上で一般に公開している情報であり、会員規約その他の方法によって、当社が会員から著作権を譲り受けた当社の著作物をいう。
 - (3) 「データベース」とは、クチコミデータを当社独自の方法で蓄積し、当社が作成したデータベースをいう。
 - (4) 「データベース集計結果」とは、データベースを当社により集計・分析・解析した結果である、ランキング情報（受賞結果を含む）、グラフ、コメント、レポート、書籍、WEB ペ

ージ及び電子ファイル等の著作物をいう。

- (5) 「WEB 素材」とは「@cosme」上に掲載するために当社が創作した画像、イラスト、ロゴ、グラフ及び写真等の著作物をいう。
- (6) 「WEB ページ」とは、WEB 素材その他の素材により当社が創作し「@cosme」上に掲載された著作物をいう。
- (7) 「その他権利」とは、上記以外で当社が創作し、又は当社が第三者から再許諾の権利を含めて使用を許諾された、著作物、商標、その他の権利をいう。

第4条（許諾商品・範囲）

本規約において、当社が、利用者に対し、本知的財産を使用許諾する商品又は役務の範囲は、サービス申込書にて指定されたもの（以下「本件商品」という。）とする。また、その範囲は、利用者の広告宣伝・販売促進のための使用に限定し、そのうちサービス申込書にて指定されたもの（以下「本件使用」という。）とする。

2. 利用者は、本件商品の本件使用以外に本知的財産を使用してはならない。
3. 利用者は、当社利用者が別途書面による合意を交わした場合を除き、本知的財産を日本国内に限り使用するものとする。

第5条（使用料の支払い）

利用者は、本知的財産の使用許諾の対価として、サービス申込書に定める使用料を当社に支払うものとする。

2. 利用者は、前項の使用料を、サービス申込書に別途定める場合を除き、本知的財産の使用前に当社に支払うものとする。

第6条（本規約の変更）

利用者は、当社が本規約を変更する必要があることをあらかじめ了承するものとする。本規約の変更にあたっては、当社はその内容を当社のホームページへの掲載その他当社が適当と認める方法により通知するものとし、通知した時点で変更後の規約が適用されるものとする。

第7条（報告義務）

利用者は、当社が別途求める場合には、本知的財産の使用状況等について、当社所定の方法により報告を行うものとする。

第8条（遵守事項）

利用者は、本件使用にあたっては以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本知的財産の使用形態、色彩、デザイン、ロゴ及びその他の表現形態について、当社又は当社の指定する者の書面による事前の承諾を得ること。
- (2) 本件使用における本知的財産の原型、原版、原画及び原稿（データで提供される場合も含む）等は当社が利用者へ供給するか、利用者が制作し当社が承認するものであること。なお、当社又は利用者が、原型、原版、原画及び原稿等を制作する費用は利用者が負担するものとする。
- (3) 本件使用に関する業務を第三者に委託する場合においても、本知的財産は利用者の責任において使用すること。
- (4) その他、本知的財産の声価及びイメージ等を傷つけたり、当社が承認した形態、デザイン、

原型、原版及び原画等を無断で改変したり、本件商品の営業活動に際し、当社名誉、信用または声望を損なうことのないこと。

- (5) 本件商品の製造元又は販売元として当社の氏名を表示しないほか、当社が本件商品の製造元又は販売元であると誤認される表示又は広告宣伝を行わないこと。

第9条（譲渡等の禁止）

本知的財産は、利用者自らが行使するものとし、全部又は一部を問わず当社の書面による事前承諾なしに第三者に譲渡、貸与、担保提供又は再許諾してはならない。

2. 利用者は、本件使用において生じた、本件商品に関連する木型、金型、原版、原画及び原稿等を、当社の書面による事前承諾なしに第三者に譲渡、貸与又は担保提供等してはならない。
3. 利用者は、当社の書面による事前承諾なしに、第三者に対し、本規約上の地位の譲渡及び本規約に基づく債務の引受をさせてはならない。

第10条（保証の否認）

当社は、本規約に基づく本知的財産の使用から生ずる利用者のいかなる損害についても、第13条に定める期間内であるか否かにかかわらず、法律上及び契約上一切責任を負わない。

2. 当社は、利用者及びその他の第三者に対して、以下の事項を保証するものではなく、利用者はこれを了承する。
 - (1) 「@cosme」におけるクチコミの内容の正確性、妥当性その他クチコミの内容に関する一切の事項。
 - (2) 「@cosme」におけるランキングの評価の正確性、妥当性その他ランキングに関する一切の事項。
3. 当社は、「@cosme」におけるクチコミの掲載可否、ランキングの設計、ランキングの除外基準の設定及びこれに基づくランキングからの除外、その他「@cosme」を始めとするサービスの内容について一切の裁量を有するものであり、その判断の理由を開示する義務を負わず、いかなる場合も、これについて利用者は異議を唱えることはできないものとする。

第11条（免責）

製造物責任法、薬事法及び景品表示法等、利用者が顧客への商品販売、広告宣伝又は販売促進の商行為において顧客に負うべき法的な責任について、本規約は何らの影響も与えないものとする。

2. 当社は、利用者の本件使用が関連する利用者の商行為に対し、第13条に定める期間内であるか否かにかかわらず、一切の責任を免れるものとし、当社が何らかの損害賠償金等金銭の出捐をした場合には、利用者は当社に対して、出捐した合計金額に解決に要した弁護士費用を加味して補填するものとする。
3. 当社は、本件商品の売上の増加等、本知的財産の使用による効果について保証するものではない。
4. 当社は、本規約で特に認める場合を除き、使用料の支払義務の免除や返金には応じないものとし、利用者が本サービスの利用に関して被った損害については、その原因の如何によらず、いかなる賠償の責任も当社は負わないものとする。

第12条（不爭義務）

利用者が、直接又は間接に本知的財産の権利の有効性を争う場合、当社は本規約を解約するこ

とができる。

第13条（契約期間）

本規約に基づく契約の有効期間は、サービス申込書にて当社利用者が合意したとおりとする。

第14条（本サービスの停止）

当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することができるものとする。

- (1) 利用者が、利用契約上の債務の支払いを怠った場合
- (2) 利用申込みに当たって虚偽の事実を記載したことが明らかになった場合
- (3) 利用者が本規約に違反したと当社が判断した場合
- (4) その他当社が利用者として不適切であると合理的に判断した場合

第15条（本サービスの廃止）

当社は、当社の都合により本サービスを廃止することができるものとする。

2. 当社は、本サービスを廃止する場合には、利用者に対しあらかじめ書面により、その旨を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

第16条（解除）

利用者に以下の事項のいずれかに該当する事由が生じた場合、当社は何らの通知催告をすることなく本規約に基づく利用者とのサービス申込書による契約を解除することができる。なお、本条に基づく契約の解除は、当社の利用者に対する損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 本規約上の条項に違反した場合、その他著しい不信の行為をなしたとき
 - (2) 本件商品又は利用者が製造又は販売する商品や、利用者の経営に関する社会的信用が著しく低下し、当社の本知的財産の社会的信用にも影響を及ぼすと当社が判断したとき
 - (3) 監督官庁より営業の許認可等の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (4) 民事再生、会社更生手続の開始、破産もしくは競売の申し立てたとき、又は申し立てを受けたとき
 - (5) 経営状況が相当悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由がある場合
 - (6) その他前各号に準じる事態が生じたときと当社が認めたとき
2. 当社は、前項に基づき契約を解除する場合、同時に利用者に対し直ちに本件商品の本件使用を取りやめることを請求することができる。

第17条（反社会的勢力の排除）

当社及び利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社及び利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社又は利用者が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、相手方に対して何らの催告をすることなく本契約利用契約を解除することができる。
4. 当社及び利用者は、前項により利用契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承する。

第18条（損害賠償）

利用者は、本規約上の規定に違反して、当社又は会員に損害を与えた場合には、その損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されない）を全額賠償しなければならない。

第19条（有効期間満了後の措置）

本規約第13条に定める有効期間が満了した場合には、本規約において利用者に許諾された一切の権利は何らの手続きを経ることなく自動的に消滅するものとし、利用者は、有効期間満了時に、自ら保有しているか、若しくは業務委託先・広告代理店等の第三者が保有する本件商品及び本件使用の媒体等を、当社の指示に従って当社に引き渡すか、又は自己の責任と負担において廃棄するものとし、これらを自己若しくは下請先等において保管したり、譲渡若しくは貸与等形式を問わず第三者に引き渡してはならない。

第20条（違約金）

本規約第13条に定める有効期間の満了、本サービスの提供の停止又は廃止等（その事由の如何を問わない）により本知的財産を使用する権限を失ったにもかかわらず、利用者が、以後も本知的財産を使用していることが明らかとなった場合、利用者は当社に対し、違約金として、事前に当社が指定する金額を支払うものとする。

第21条（準拠法）

本規約並びに本規約に基づき生じる当事者の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し解釈されるものとする。

第22条（管轄裁判所）

本規約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第23条（存続条項）

第10条、第11条、第17条乃至第22条及び第24条の規定は、有効期間満了その他の理由により利用契約が終了した後も、有効に存続するものとする。

第24条（別途協議）

本規約に定めのない事項、又は本規約の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、当社利用者誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

株式会社アイスタイル
2004年11月30日制定
2011年8月31日改定
2015年8月24日改定